



令和7年8月15日発行

8月10日から11日にかけての豪雨では、多くの方が不安な思いをされたことと思います。被災された皆さまにおかれましては、衷心よりお見舞い申し上げます。市では現在、被災状況の確認と復旧、被災者支援などに全力で取り組んでおります。

このたび、広報紙号外を発行し、早期の復旧と生活再建に向けてさまざまなお知らせをまとめましたので、どうぞご確認ください。今後も、必要な手続きは、市ホームページや広報紙などを通じて随時お知らせします。皆さまが、一日も早く安心して暮らせる日常を取り戻せるよう、全力を尽くしてまいります。 宇城市長 末松直洋

8月18日(月)より罹災証明の申請受け付けを開始します—写真を持参ください—

お問い合わせ
税務課
☎ 32-1487

令和7年8月豪雨災害について、罹災証明書と罹災届出証明書の申請受け付けを開始します。

	罹災証明	罹災届出証明書
証明の内容	被害の程度	被害の届け出があったこと
対象となる資産	住家のみ	倉庫・小屋・動産（自動車、家財など）・工作物（物置・塀など）も含む全ての資産
現地調査	原則、必要 ※受け付けから発行まで数週間かかる場合があります	調査しない ※写真のみで確認します
即日発行	×（必要あれば後日調査を行う）	○
その他	—	保険請求や公的申請に必要な書類の代わりになる場合があります

申請開始日 8月18日(月)（平日のみ。ただし、23日(土)・24日(日)は本庁、小川支所のみ受け付けます。）

受付時間 9時～15時

申請方法

●窓口 場所 本庁新館1階第2会議室、小川支所、豊野支所
持参物 ・身分証明書 ・被害の状況が分かる写真 ・委任状（世帯主、世帯員以外の場合）

●オンライン

右の二次元コードまた市ホームページからアクセスして必要事項を入力のうち、身分証明書・被害の写真を添付し、申請。後日、送付先に証明書を郵送します。



申請
罹災証明書



証明書届出
申請

写真の撮り方の手順

Step1 表札と建物の全景を撮る

・なるべく周囲4方向（東西南北など）から撮影

Step2 浸水した深さを撮る

・メジャーを使って水が浸かった深さを測定
・測定場所、メジャーの目盛りが分かるように遠景、近景をそれぞれ撮る

Step3 被害箇所を撮る

・被害箇所ごとに遠景と近景の2枚セットで撮影
・被害面積と程度が分かるように撮り、指さしやメジャーで該当箇所を指定する

農業従事者の皆さんへ

今後、被災事業が発動する可能性がありますので、農作物や農業用施設・機械などに被害が発生している場合は、被災時の状況が分かる写真を撮ってください。

農政課 ☎ 32-1641

災害ごみの搬入の案内

お問い合わせ
衛生環境課
☎ 32-1598

●災害ごみの搬入場所と受け入れ品目

搬入場所
宇城クリーンセンター (松橋町萩尾 1775-3)
搬入期間 8月12日(火)～9月30日(火)
※特別開場日(8月16日(土)、17日(日)、 23日(土)、24日(日))を除き、土日祝日 は休み。
搬入時間 ■1 8時半～12時 ■2 13時～16時



品目
災害ごみの可燃ごみ、畳、布団類、衣類、木製家具、通常時の受け 入れ品目(可燃ごみ、不燃ごみ【小型家電など】、粗大ごみなど)
※通常搬入できないもの(家電4品目、自動車部品など)は受け 入れできません
※木くずなどの木質系は、長さ80cm以内、太さ直径10cm以内に 限り受け入れ可能
※特別開場日は災害ごみの可燃ごみ、畳、布団類、衣類、木製家具 のみの受け入れとなります

搬入場所
いなご 稲川グラウンド(小川町東小川14)
搬入期間 8月15日(金)～9月12日(金)
※特別開場日(8月16日(土)、17日(日)、 23日(土)、24日(日))を除き、土日祝日 は休み。
搬入時間 ■1 9時半～12時 ■2 13時～16時



品目
・リサイクル家電(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、 洗濯機・衣類乾燥機)
・木くず(長さ1m程度)
・がれき
・被災家屋廃材(解体を除く)

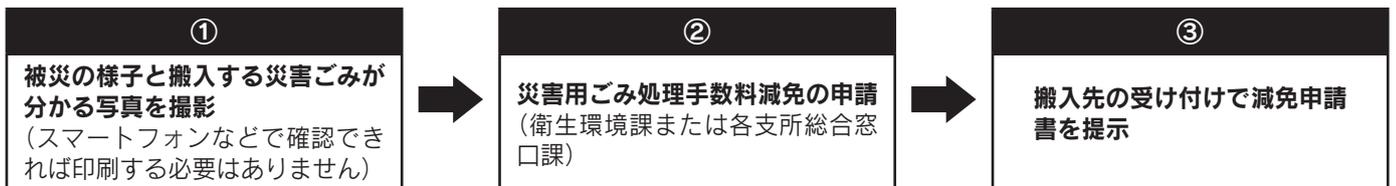
- ・受け入れできない品目 処理困難物(フロンガス使用製品、自動車部品など)、事業系一般廃棄物(可燃ごみ以外)、産業廃棄物など
- ・受付場所 衛生環境課または各支所総合窓口課
※特別開場日当日に減免申請をする場合は、衛生環境課または小川支所総合窓口課で受け付けます
(受付時間 8時半～12時、13時～15時半)

詳しくはこちら



【注意事項】必ず分別して搬入してください

●申請から搬入の流れ



- ・申請の時に必要な物 ①身分証明書(運転免許証等の氏名、住所が確認できるもの)
②被災した様子と搬入する災害ごみが分かる写真(スマートフォンなどで確認できれば印刷の必要なし)
- ※申請者以外が手続き、搬入する場合は、申請者の住所、氏名が分かる書類(公共料金の明細書や郵便物など)も持参してください。

浸水被害による床下消毒の予定

お問い合わせ
衛生環境課
☎ 32-1598

今回の豪雨災害で浸水被害に遭われた家屋の床下消毒については、以下の対応を予定しています。

- ①各行政区長が区内の消毒対象家屋とりまとめ後、衛生環境課または各支所総合窓口課に申請
- ②消毒作業を担当する事業者との調整が整い次第、各行政区長に連絡します

※今回、浸水被害地域が広範囲に及んでいるため、個人からの消毒の申請は予定していません。消毒を希望する人は、あらかじめお住まいの行政区長への相談をお願いします。

災害ボランティアセンターを開設しました

災害ボランティアセンターを8月15日から市ビジネスサポートセンター内(小川町江頭33)に開設しました。自宅敷地内の土砂撤去などでボランティアの受け入れを希望する世帯は下記までご相談ください。

【電話相談はこちら】
宇城市社会福祉協議会
☎ 0964-32-1316
受付時間 9時～16時